

地域学校協働活動推進検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えるために、学校を核として、地域と学校の連携のもとで行う教育上の活動を一体的に進めることを目的として、「地域学校協働活動推進検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、以下の事項についての検討を行う。

- (1) 学校運営協議会と地域学校協働本部の連携、協力に関すること。
- (2) 地域学校協働活動推進員（学校コーディネーター）との連絡調整に関すること。
- (3) 地域による学校支援に関する活動における方向性の検討に関すること。
- (4) 地域による学校支援に関する活動における各所管の連携、協力に関すること。
- (5) その他委員会が必要と認めたもの。

(組織)

第3条 委員会の構成は以下のとおりとする。

- (1) 会長、副会長及び委員を持って構成し、それぞれ別表第一に掲げる職であるもの（以下「構成員」という。）を充てる。
- (2) 前項のほか、委員会での方針を推進していく役割として、委員会内に「地域学校協働活動推進統括コーディネーター」（以下「統括コーディネーター」という。）を置き、関係機関との協働・連携や地域学校協働活動推進員との連絡調整及び助言・指導等を行う。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長1名及び副会長1名を置き、会長は会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは会長の職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は会長が招集し、議事の進行を行うものとする。

2 会長は必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

3 構成員は、都合により委員会に出席できない場合には、別の者を指名し、委員会に出席させることができる。

(分科会)

第6条 委員会は、第2条に係る検討事項及び情報共有等（以下「検討事項等」という。）の内容が特定の所管に係る事項であると判断した場合には、分科会を設置することができる。

2 分科会は、委員会の効率的な進行を目的として、会長が招集する。

3 分科会は、検討事項等の内容を踏まえ、会長が指名した者で組織する。

4 分科会での検討事項については、前条により開催される会議にて、後日協議をしなければならない。

(事務局会議)

第 7 条 委員会に事務局会議を置く

- 事務局会議は、提案議題に関する連絡調整や委員会の進捗状況の報告等、委員会の円滑な進行を目的として開催し、会長が招集する。
- 事務局会議は、会長、副会長、学校教育部長、指導担当部長及び生涯学習スポーツ部長で組織し、必要に応じて会長がその他の者を指名する。

(実務者会議)

第 8 条 委員会は、地域による学校支援に関する個々の取組みを具体的に推進するため、実務者会議を設置することができる。

- 実務者会議は、統括コーディネーター及び教育委員会内主査及び指導主事で組織し、必要に応じて会長が指名することができる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、学校教育部地域教育推進課において行う。

(その他)

第 10 条 本要綱に定めるほか、委員会について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 3 年（2021 年）7 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年（2021 年）10 月 18 日から施行する。

【別表第一】推進委員会名簿

| 職名 | 役職等 |
|-----|----------------|
| 会長 | 地域教育推進課長 |
| 副会長 | 生涯学習政策課長 |
| 委員 | 教育指導課長 |
| 委員 | 特別支援・情報教育担当課長 |
| 委員 | 学務課長 |
| 委員 | 統括指導主事（企画調整担当） |
| 委員 | 放課後児童支援課長 |